

2019年1月7日

国際会計基準審議会 御中

ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）のディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、金融負債と資本性金融商品の区分に関する課題へのIASBの取組みを評価する。
3. 我々は、負債と資本の分類の原則の根拠を明確にするとDPの中心的な取組みは、負債と資本の分類の改善に役立つ可能性があることを認識しており、当該取組みは必ずしも目的適合性がないとはいえないと考える。しかし、次の点を踏まえると、当該取組みにより見込まれる便益は検討に必要な資源に見合ったものとなっていない可能性があると考えられる。
 - (1) DPによる明示的な改善は、これまで適用上の課題とされてきた「固定対固定」条件の明確化や経済的強制の課題への対応の一部に留まっていると考えられる。
 - (2) DPでは、IAS第32号「金融商品：表示」における特定のプッタブル金融商品に関する例外を維持することを提案しており、これは、DPで提案する分類の原則の例外にもなっている。これは、提案される原則が分類結果を説明するのに十分でないことを示唆する可能性があると考えられる。
4. 我々は、IAS第32号について様々な課題があることを認識しているが、DPでは課題として明示的に識別されていないものの1つとして、分類の原則を適用する会計単位の決定について基本的な考え方が示されていないことがあると考えており、IASBが分類結果の不必要な変更を限定的にするとDPのアプローチを採用する場合には、我々はIASBが会計単位の課題に取り組むことがIAS第32号の改善のために効果的であると考えられる。この点、我々は、DP第5章において、一部の請求権に対してこの課題に取り組んでいることを理解しており、幅広い請求権に対して統合的な考え方が適用できるように検討を進めるべきと考えられる。
5. その一方で、仮に、IASBがIAS第32号の包括的な見直しに十分な資源を投入するのであれば、IAS第32号を一貫性があり、理解可能性のある分類を達成するために、根本

的に請求権の分類を検討するべきと考える。その際、検討の1つの候補として、シンプルで利用者の支持がある基本的所有アプローチ（DP2.43項）が考えられるが、IASBが一旦、取り上げたうえで検討を断念したことを踏まえると、これに修正を加えたアプローチを検討することが考えられる。

6. なお、上記以外の個別提案に関するコメントとして、DPは一定の金融負債について、評価差額をOCIとし当該OCIを純損益にリサイクリングしないことを提案しているが、我々は、この提案に同意しない。DPがリサイクリングしない理由は、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）における、IASBがOCIを将来の時点でリサイクルしないと判断する可能性のある例と整合していないと考えており、概念フレームワークの原則に従い、当該OCIは将来の時点で、純損益にリサイクリングすべきものとする。

我々のコメントが、IASBの将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

各質問に対する回答

質問 1

DP1. 23項からDP1. 37項は、識別された課題を記述し、それらの原因の説明を示している。

(a) 課題及びそれらの原因についての記述に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。課題の原因となっている他の要因があると考えるか。

(b) 識別された課題は財務諸表利用者にとって重要で、基準設定活動を必要とするのに十分なほど広範なものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 我々は、DP が負債と資本の分類に関する主要な課題を識別していることに同意する。これらの課題への対応として、DP は、DP IN9 項及び DP1. 44 項において、3つの主要な取組みを説明している。これらの取組みのうち、主な取組みは、金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するかを明確な根拠をもって説明し、それらの原則を非デリバティブ金融商品とデリバティブ金融商品のそれぞれにどのように適用されるかを検討することであると考えられる。
2. 我々は、この主要な取組みは分類原則の適用の改善に役立つ可能性があることを認める。これは、IAS 第 32 号がその結論の根拠において、分類原則の基礎的な根拠を十分に説明していないからである。しかし、我々は、この取組みによる改善は、例えば、「固定対固定」条件の明確化や経済的強制の課題への対応といった個別の領域に留まっており、分類に関する首尾一貫性等の改善の取組みや表示及び開示による情報提供の取組みと比較して限定的であると考えている。
3. また、質問 4 への回答でも述べるように、プッタブル金融商品への例外を IAS 第 32 号と同様に、明確化された分類原則の下でも当該取扱いを例外として維持する提案を行っており、明確化された根拠が分類を説明していない可能性を示唆していると考えている。
4. このため、我々は、基準改善のコストは見込まれる便益に見合っていない可能性があると考えている。
5. 我々は、DP で課題として明示的に識別されていないものの 1 つに、分類の原則を適用する会計単位の決定について基本的な考え方が示されていないことがあると考えている。DP1. 24 項で触れられている IFRS 第 9 号「金融商品」の適用から生じる測定の論点を除くと、IAS 第 32 号の課題は、原則の根拠が不明確なことから生じるよりも、そ

の原則を適用する会計単位の不明確さから生じていると観察される。例えば、DP1. 25 項で指摘される NCI プットや条件付転換社債に関する多様な見解は、分類原則を適用する請求権の構成要素をどのように識別すべきか、に関する様々な見解の違いから生じている。この点、我々は、IAS 第 32 号の課題には、このほかに DP で指摘される概念上の課題や個別の課題があることを理解しているものの、金融革新により、より複雑な商品が生まれる可能性がある中で、負債と資本の分類を決定する要素の識別がますます重要な課題になると考えられる。このため、IASB が分類結果の不必要な変更を限定的とするとの DP の方針を採用する場合は、我々は IAS 第 32 号の改善のために、IASB が会計単位の明確化に取り組むことが効果的と考える。

この会計単位の課題に関して、我々は、DP 第 5 章が一部の請求権に対して取り組んでいることを理解している。当該取組みについて第 15 項及び第 16 項のような疑問はあるものの、取組みそのものは意義があると考え、幅広い請求権に対して統合的な考え方が適用できるように検討を進めるべきと考える。

6. その一方で、仮に、IASB が IAS 第 32 号の包括的な見直しに見合った規模の資源を投入するのであれば、IAS 第 32 号を一貫性があり、理解可能性のある分類を達成するために、根本的に請求権の分類を検討するべきと考える。その際、1 つの候補として、シンプルで利用者の支持がある基本的所有アプローチ (DP2. 43 項) が考えられる。当該アプローチは、IASB が一旦、取り上げたうえで検討を断念したことを踏まえると、これに修正を加えたアプローチを検討することが考えられる。

(1) 基本的所有アプローチのメリット

基本的所有アプローチは、基本的に最残余の請求権を資本としそれ以外を負債とするアプローチである。当該アプローチは、負債と資本の分類をより簡素に行うことを目的に考案された。我々は、当該アプローチについて、株式市場で一般的に流通している普通株式を資本に分類することを想定しているが、当該アプローチはそうした劣後的な株式の保有者の観点からの情報提供を行うことで、より上位の請求権者の情報ニーズにも対応すると考えられ、負債に分類される請求権が増加することで表示及び開示による情報提供が充実する等のメリットがあると考えられる。

(2) 基本的所有アプローチの課題

基本的所有アプローチに関しては、IAS 第 32 号と異なり、負債と資本の区分が流動性やソルベンシーの評価に資する情報を直接、提供するとは言えず、利用者が分析の目的に沿って情報を調整する必要がある。また、2008 年に提案が公表された際に、関係者からのフィードバックにおいて、(a)無期限商品を負債に分類する

直観に反する結果となる可能性があること、(b)より多くの請求権が公正価値で測定される可能性があり、財務業績を歪める可能性がある等の懸念が寄せられた。

(3) 基本的所有アプローチを検討する可能性

我々は、基本的所有アプローチに関して、2008年に同アプローチが提案された際に指摘されたように、負債に分類される請求権が増加することへの作成者の懸念（(2)を参照）を認識しており、また、概念フレームワークにおける資本の定義との不整合があることを認識している。その一方で、現行の取扱いは、原則に対する例外や不明確さがあり、関係者は適用上の及び基準開発上の維持コストについて相応の負担を強いられている。

この点、当該アプローチに対する関係者の懸念の焦点は、主に、経済的資源の移転の義務がない請求権の分類のあり方にあると考えている。このため、例外として、無期限の請求権を資本にすることで、簡素化の便益を削がずに懸念の一定部分に対応することが考えられる。

質問 2

分類に対してのIASBの選好するアプローチは、請求権が下記のものを含んでいる場合には負債に分類することになる。

- (a) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能な義務、及び／又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

これは、IASBの考えでは、これらの特性の両方に関する情報は、DP2.50項で要約しているように、企業の財政状態及び財務業績の評価への目的適合性があるからである。

IASBの予備的見解は、請求権の他の特性に関する情報は、表示及び開示を通じて提供すべきだというものである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

7. 時点特性の要件については、伝統的な負債の概念と合致することから、当該要件を含めることで、IAS第32号の分類結果を概ね維持することにつながることに及び、当該要件による区分は請求権の評価の出発点であり、利用者は区分表示や注記等の情報も考慮するとされていることは理解する。

しかし、DPは、区分を清算時か否かとする点について特段の理由は示しておらず、当該要件が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有している

か否かの評価に役立つとしている（DP2.17 項）点について、こうした義務には短期のものから長期のものまで様々なものがあることを踏まえると、清算時か否かの一時点を問題とする負債と資本の区分がどのようにこの評価に役立つかが十分に示されていないと考える。

8. 金額特性に関しては、我々は、その特性が現行の分類をある程度、変更するもののそれが限定的であることは理解している。この特性に関しては一定の明確化が必要であるとされており、質問3及び質問5への回答で説明している。

質問3

IASBの予備的見解は、非デリバティブ金融商品が下記のものを含んでいる場合には金融負債に分類すべきであるというものである。

(a) 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は

(b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務
これは、金融商品に非デリバティブ金融負債の特性を有する決済結果が少なくとも1つある場合にも当てはまる。

同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

9. IASB の選好するアプローチの非デリバティブ金融商品への適用について、提案のとおりとなると考えられるため、この点に関して特段の指摘はない。

10. なお金額特性の要件（企業の利用可能な経済的資源と独立か否か）に関しては、次の点が不明確と考えられる。

(1) 法的に株式とされる請求権は、清算時の優先順位に従って、分配可能な財産の配分を受けるのみで、より劣後の請求権への配分がなされる前に分配される最大額があるとしても、分配可能な財産を上回る部分について企業は回避可能である。このため、当該請求権について、清算時において金額特性の要件を満たすような回避不可能な義務があるといえるかについての明確化が必要と考えられる。

(2) DP3.24 項(c)では、子会社の普通株式で非支配持分が普通株式として保有しているものは、子会社の利用可能な経済的資源に依存するとしている。この点、当該非支配持分を連結グループの観点で、企業の利用可能な経済的資源と独立でないことを検討する必要があるかについて、分析を追加すべきである。

- (3) DP3. 23 項(d)では、配当が支払われない場合に累積しないものの、定期的に配当率が改訂される株式について企業の利用可能な経済的資源と独立としているが、明示的なクーポン又は配当金額を有する非累積の優先株式に関して、当該クーポン又は配当のキャッシュ・フローの流列が利用可能な経済的資源と独立でないとする DP3. 24 項(b)の例の説明と整合していないように見えるため、2つの例の関係を明確にすべきであると考え。

質問4

IASBの予備的見解は、プッタブルの例外が当審議会の選好するアプローチにおいて要求されることになるというものである。同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

11. IAS 第 32 号のプッタブルの例外は、DP で提案される分類原則と整合しておらず、当該例外の維持は提案される分類原則が分類結果を説明するのに十分でないことを示唆する可能性があると考え。
12. プッタブルの例外の必要性は DP3. 37 項に示されているが、当該例外の維持は、その中の「資産及び負債の認識及び測定に不完全さがあるため、少なくとも 1つの請求権が残余として認識及び測定されるべきである」との考え方の基礎に置いていると観察され、これが時点特性、金額特性の要件とは別の原則を示している可能性があるが、DP ではその可能性を検討していない。

このため、負債と資本の分類の根拠を明確にするとの目的の下では、当該考え方を負債と資本の分類の根拠とすべきかについて検討すべきであり、それにより例外の必要性が低減する可能性があると考え。

質問 5

企業自身の資本に係るデリバティブ（企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブは除く）についてのIASBの予備的見解は、次のとおりである。

- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブは、全体で資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類されることになる。交換の個々のレグを区分して分類することはしない。
- (b) 企業自身の資本に係るデリバティブは、下記の場合には、金融資産又は金融負債に分類されることになる。
 - (i) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を移転することを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる（時点特性の要件）、及び／又は、
 - (ii) 当該デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける（金額特性の要件）。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- 13. (a)について、他のデリバティブが全体で認識、測定されていることを踏まえ、企業自身の資本に係るデリバティブを交換の個々のレグに区分せずに一体で分類することに同意する。
- 14. (b)について、(i)時点特性の要件については、非デリバティブの要件をデリバティブに適合するように調整したものと考えられ、同意する。

その一方で、(ii)金額特性の要件については、引渡しと受取りが常に等価なデリバティブ（例えば、固定金額の行使価格に対して、変動数の株式を発行する新株予約権で、行使時点での公正価値を元に行使価格と等価になるように株式数を定めるもの）は、デリバティブの本源的価値が常にゼロで何の変数の影響も受けないことから、当該デリバティブの当初の払込額や時間価値部分を負債と資本のいずれに分類するかについて明確ではないと考えられるため、明確化が必要と考えられる。

質問 6

DP5. 48項(a)から(b)に示したIASBの予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの予備的見解を、企業自身の資本性金融商品の消滅を生じる可能性のあるデリバティブ（企業自身の株式に係る売建プット・オプションなど）に適用すると、DP5. 30 項に記述しDP5. 33項からDP5. 34項に例示した会計処理となる。

DP5. 48項(c)に記述したような、代替的な決済結果が金融負債の特性を有する回避不可能な契約上の義務を含んでいない金融商品について、IASBは、DP5. 43項からDP5. 47項に記述したように代替的な決済結果に関する情報を提供するための考え得る方法を検討した。

- (a) IASBはこの論点の解決を図るべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 賛成の場合、どのようなアプローチが当該情報を提供する上で最も効果的となると考えるか、また、その理由は何か。

15. DP5. 48 項については、次の点の疑問があり、追加の明確化が必要と考える。

- (1) DP5. 48 項(a)では、資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブの分類を検討する際に、当該デリバティブにより消滅する可能性のある非デリバティブ資本性金融商品との組合せを考慮し、負債部分と資本部分を含む複合金融商品と整合的に、その組合せから生じる契約上の権利及び義務を分析するとしており、他のデリバティブについて DP4. 38 項(a)のように、その全体を単位として分析することと異なっている。この点、当該デリバティブについて、他のデリバティブとの整合性よりも複合金融商品との整合性を重視する理由が必ずしも明らかでないと考えられる。
- (2) 複数の決済結果を有する請求権が負債部分と資本部分を含む場合に、金融負債の特性を有する無条件に回避不可能な義務を最初に識別して、当該義務を非デリバティブ金融負債に分類し、残りの権利及び義務をデリバティブ金融商品についての分類原則を適用して分類を決定していく順序を DP3. 10 項及び DP5. 12 項から DP5. 14 項で与えている。これについて、そのような順序で分類を決定していく理由や情報の有用性が必ずしも明確でない。
- (3) 代替的な決済結果が同じであっても、当該結果が生じるまでの間、異なる特性を有する2つの請求権（例えば、転換社債とプッタブル株式）について、DPのアプローチにより当初から両者で整合的な会計処理を行う場合、決済が生じるまでの間の特性の違いが財務諸表に反映されない恐れがある。この点について、DP5. 48 項のように、当初から両者の会計処理を整合的とする方がより情報の有用性が高いと判断する理由が明確でない。

(4) DP5. 48 項の見解について、DP では、自社株式に対する売建プット・オプションと、それに類似する NCI プットへの適用を示しているのみである。我々は、IASB が、例えば、DP1. 25 項 (b) に示す条件付転換社債等の他の請求権に対して、当該見解の適用可能性を明らかにすべきと考える。

16. DP5. 48 項の予備の見解を NCI プットの会計処理に適用する場合、プット・オプションが売り建てられている NCI はプットの行使前に認識が中止される結果となる (DP5. 39 項 (b))。当該結果について、プットが行使されるまでは非支配株主の子会社に対する請求権は存在するため、財政状態計算書において非支配持分がないかのように扱うことに情報の有用性に関する懸念があるとの指摘がある。我々は、当該結果は、前項 (3) で示したように、同じ決済結果を生じる商品間での整合性を要求した結果であることは理解するものの、フィードバックを踏まえて予備の見解をさらに検討する際には、こうした懸念も考慮すべきと考える。

質問7

DP6. 53項からDP6. 54項に述べたIASBの予備の見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

IASBは、DP6. 37項からDP6. 41項で論じた表示の要求事項の目的上、組込デリバティブを主契約から分離することを要求すべきかどうかも検討した。DP6. 38項におけるいずれの代替案が、有用な情報の提供という便益と適用のコストとの適切なバランスを取るものだと考えるか、また、その理由は何か。

17. DP6. 53 項 (b) の予備の見解に関して、我々は区分表示が行われる金融負債に対して用いられる OCI をリサイクルしないとの提案に同意しない。

その理由は次のとおりである。

概念フレームワーク 7.19 項は、原則としてリサイクリングをすることを明示したうえで、次のように、例示ではあるものの、リサイクリングしない理由として、リサイクリングすべき期間や金額を特定するための明確な基礎がない場合に、リサイクリングしない可能性があるとしている。

概念フレームワーク 7.19 項

原則として、ある期間にその他の包括利益に含められた収益及び費用は、将来の期間において、その他の包括利益から純損益計算書に振り替えられる。その将来の期間とは、そうすることにより、純損益計算書が目的適合性のより高い情報を提供することとなる時

点、又は企業の当該将来期間の財務業績のより忠実な表現を提供することとなる時点である。しかし、例えば、振替がそのような結果を生じる期間や振り替えるべき金額を特定するための明確な基礎がない場合には、当審議会は、基準を開発する際に、その他の包括利益に含めた収益及び費用をその後に振り替えないことを決定する可能性がある。

DP は、企業が OCI を純損益にリサイクリングしないことについて、収益及び費用の性質が将来において変化することはなく、したがって、将来の日における業績の評価への目的適合性がないことを理由としている。我々は、この理由は、概念フレームワーク 7.19 項で IASB がリサイクリングしないと判断する可能性があるとした例に当たらないと考えている。これに関して、我々は、金融負債が非デリバティブの場合もデリバティブの場合も、次のようにリサイクリングすべき期間や金額は特定できると考えている。

(1) 非デリバティブの場合

企業は、概念フレームワーク 6.83 項から 6.86 項で説明される複数の測定基礎が適用される状況にあり、純損益計算書の観点で償却原価が適用されていると想定される。この理解に基づけば、リサイクリングすべき時点は、償還又は買戻しの時点と考えられ、リサイクリングすべき金額はその時点での OCI 累計額と考えられる。

(2) デリバティブの場合

デリバティブに対して、仮に OCI が用いられる場合には、上述した非デリバティブの状況と同様に、複数の測定基礎が目的適合性があると考えられ、リサイクリングすべき時点は、当該デリバティブが行使された時点又は期限満了で消滅した時点と考えられ、リサイクリングすべき金額はその時点での OCI 累計額となると考えられる。ただし、概念フレームワーク 6.51 項において、償却原価が目的適合性のある測定基礎とならないとされていることを踏まえると、こうした状況は例外と考えられる。

質問8

IASBの予備的見解は、収益及び費用の帰属を普通株式以外の一部の資本性金融商品に拡張することは、財務諸表利用者が資本性金融商品の間でのリターンの分配を評価する上で有用となるというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

IASBの予備的見解は、非デリバティブ資本性金融商品の帰属はIAS第33号における既存の要求事項に基づくべきであるというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

IASBは、デリバティブ資本性金融商品についての帰属アプローチに関して予備的見解を形成しなかった。しかし、IASBは下記を含むさまざまなアプローチを検討した。

- (a) 全面公正価値アプローチ (DP6. 74項からDP6. 78項)
- (b) 期中平均アプローチ (DP6. 79項からDP6. 82項)
- (c) 期末アプローチ (DP6. 83項からDP6. 86項)
- (d) 帰属を要求しないが、DP6. 87項からDP6. 90項で導入しDP7. 13項からDP7. 25項で開発した開示を使用する。

どのアプローチが、コストと財務諸表利用者に提供される情報の改善という便益とを最もよくバランスさせると考えるか。

18. 収益及び費用の帰属を非デリバティブ資本性金融商品に拡張することには、一定の意味があると思われるものの、次の理由から同意しない。

- (1) すでにIAS第33号「1株当たり利益」で同様の開示が要求されていること
- (2) 次項で説明するデリバティブ資本性金融商品への収益及び費用の帰属に問題があり、非デリバティブのみを対象に収益及び費用の帰属を行う必要性が乏しいこと。

19. また、収益及び費用の帰属をデリバティブ資本性金融商品に拡張することについては、当該帰属は会計上の簿価を基礎としたものであることから、DPで提案されるそれぞれの方法に応じて次のような問題がある可能性があり、同意しない。

- (1) 全面公正価値アプローチでは、デリバティブ金融商品がその経済価値を反映する一方、資産及び負債の不完全な認識及び測定の影響を普通株式が引き受けるため、普通株式に帰属される金額が単なる残余の意味しか持たなくなる。これにより、デリバティブ金融商品の公正価値変動が包括利益より大きい場合には、包括利益が正でも普通株式への帰属額は負になる可能性がある。
- (2) 期中平均アプローチは、デリバティブ金融商品と普通株式の相対的な公正価値を

基礎として、当期の包括利益合計を帰属させることとなるが、通常は両者に元本相当の差があり、当初から帰属額に偏りがあると考えられる。

- (3) 期末アプローチも、期中平均アプローチと同様にワラントと普通株式の相対的な公正価値を帰属の基礎とするため、期中平均アプローチと同様の問題を抱える。

これらの問題を考慮すると、収益及び費用の帰属については、第7章で提案される普通株式の潜在的希薄化に関する情報（DP7.13項からDP7.25項）を拡充することで対応するほかないものとする。

20. 仮にDPの提案のように、財務諸表本表で各資本性金融商品への帰属を表示する場合には、資本の細目のあり方（利益剰余金のような源泉別の表示を行うのか、資本性金融商品ごとに区分するのか、など）を明確にする必要があると考える。

質問 9

IASBの予備的見解は、下記の情報を財務諸表注記において提供することは財務諸表利用者にとって有用であろうというものである。

- (a) 清算時における金融負債及び資本性金融商品の優先度に関する情報（DP7.7項からDP7.8項参照）。企業は、財政状態計算書の本体又は注記のいずれかにおいて、金融負債及び資本性金融商品を優先度の順に表示することを選択できる（DP6.8項からDP6.9項参照）。
- (b) 普通株式の潜在的な希薄化に関する情報。こうした開示には、普通株式のすべての潜在的な発行についての潜在的な希薄化が含まれる（DP7.21項からDP7.22項参照）。
- (c) 契約条件に関する情報は、金融負債と資本性金融商品の両方について、財務諸表注記において提供すべきである（DP7.26項からDP7.29項参照）。

IASBの予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

DP7.10項及びDP7.29項で識別した課題を克服する有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、IASBの提案をどのように改善するか。

IASBが開示に関する予備的見解を開発する際に考慮すべきだとコメント提出者が考える他の課題はあるか。

21. 我が国の利用者からは、DPの提案は、請求権の特性の開示に関して負債と資本の区分に表れない特性を捕捉するもので、情報の有用性は高いと評価されており、分類の原則

に関する検討が適時に行えない場合には、当該開示の提案の検討を優先すべきとのコメントが聞かれている。特に、次の開示について有用性が評価されている。

- (1) 清算時における請求権の優先度
- (2) 普通株式の潜在的な希薄化の可能性
- (3) 契約条件、特に、普通株式への転換や請求権の償還のトリガーの条件や、請求権の利息を繰延可能とする条件。

22. その一方で、希薄化の可能性、契約条件の提案については現行の開示の要求事項と重複する可能性のあるものもあり、現行の開示の要求事項との統合を図るなど、作成コストをできるだけ増加させない対応を図るべきと考える。

質問 10

次のようなIASBの予備的見解に同意するか。

- (a) 発行者が権利を行使する意思決定に影響を与える可能性のある経済的インセンティブは、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮すべきではない。
- (b) 間接的な義務についてのIAS第32号の第20項の要求事項を維持すべきである。

賛成又は反対の理由は何か。

23. 予備的見解(a)に同意する。これは、当該予備的見解は契約条件を基礎として分類を決定するIAS第32号と整合的であり、また、DP8.10項では、DPが提案する金額特性の要件に従う場合、経済的インセンティブを考慮すべきか否かの問題の深刻さは緩和されるところとしているためである。
24. 一方、予備的見解(b)については、DP8.24項では、IAS第32号第20項の要求事項は金融商品の分類にあたり経済的インセンティブを考慮しないとの一般原則と矛盾しないとしているが、IAS第32号第20項は特定の決済方法が常に有利となることを考慮して分類を決定するものであり、契約条件から他の決済方法が否定されない中で企業の経済的インセンティブを考慮している点で予備的見解(a)と予備的見解(b)は整合的でないと考えられる。

質問 11

IASBの予備的見解は、企業は、IAS 第32号の現在の適用対象範囲と整合的に、IASBの選好するアプローチを金融商品の契約条件に対して適用しなければならないというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

25. 提案に同意する。

以 上